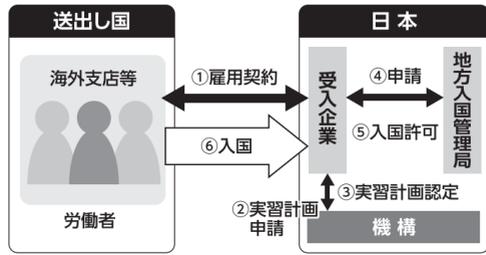
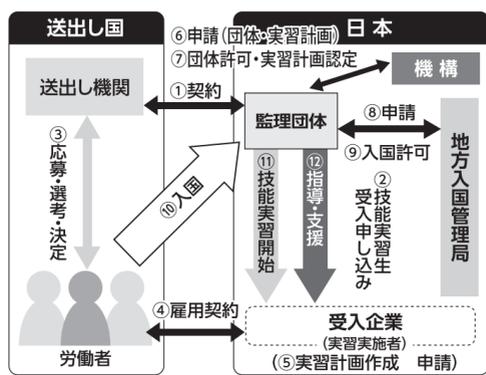


技能実習制度の受入機関別のタイプ

【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施 ※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



建設産業の転換期における外国人労働者

恵羅 さとみ主任研究員 (成蹊大学アジア太平洋研究センター)



昨年12月8日未明の「改正入管法成立」を伝える主要全国紙の夕刊

構造的問題が焦点に

最賃以下の実習生67%も

先の国会で入管法改正案が半ば強行採決となりましたが、日本における外国人労働者受け入れがこれほど正面から議論されたのは歴史的事柄でした。それも審議時間がわずかな中、新たな制度設計の大部分が省庁の裁量にまかされたフラックホッとして、既存の外国人技能実習制度(以下技能実習制度)の構造的問題が焦点として大き

人身売買と批判されても 廃止でなく拡充

これは今に始まる問題ではありません。技能実習制度は1993年に成立してから25年経過しています。これまでに幾度となく、「強制労働」「人身売買」などに繋がるとして国内外からの告発や社会的批判を浴びてきました。しかし、政府は制度廃止を求める声には耳を傾けず、逆に「適正化」という旗印の下で拡充策を進めてきました。現在では2017年施行技能実習法の下、農業、漁業、介護、自動車整備、惣菜などを含め80職種142現在業(2018年11月16日現在)において、28万5776人(2018年6月末現在)の実習生が日本全国で働いています。移民政策研究で言われる、い

労働政策で 取り組まれず

それだけ今の日本には、若者が入職・定着を躊躇するような労働条件・就労状況が構造化されたまま、手不足に直面している分野が多く存続しているというのです。他方、主流の労働組合連動も、これまで技能実習制度が引き起こす劣悪な労働法違反や人権侵害等の問題に対して真剣に取り組んでいません。また、産業・労働問題として中長期的な位置づけも来ません

人身売買と批判されても 廃止でなく拡充

労働法の分野では、日本の外国人政策はもっぱら出入国入管法改正を受けて課題は山積です。産業労働組織の側としても、国内労働者が多

残業代が時給3000円

後たため違反と人権侵害

昨秋入管法改正を巡って、技能実習制度における過酷な状況について報道が相次いだ。私は、2008年から外国人技能実習生の問題に取り組んできた。当時は、給与明細に強制貯金(使用者が逃が防止等の目的で、給与から

他方で、残業代時給3000円等の最低賃法違反、長時間労働体目がない連続勤務、使用者からの差別的な暴言、労災により怪我を負った、交際相手の子を妊娠したら、たちまち空港につれていかれ帰国を強いられそうになった

苛酷な外国人労働者の実態と 入管法改正の問題

大坂 恭子弁護士 (ラウイータ法律事務所)



大坂さん

等、未だに悪質な労働関係法令違反や人権侵害が後を絶たない。そして、その原因は、技能実習制度の建前になっている「途上国への技術移転」「国際貢献が実態をくみ離れていくことにある。現時点では技能実習制度が日本の人手不足に対応する形で利用されていることは広く知られている。制度自体も、本邦技術者移転するのであれば、日本に短期間滞在した後、本国へ

作業の多様性認めず 受入れ側にもデメリット

技能実習制度の建前により不利を被っているのは、技能実習生だけではない。受入企業も、本来であれば、労働力欲求しており、「技能実習」という名目で縛られず、必要業務を指示したい。

しかし、技能実習制度は、建前を維持し、適正化を図ることを重視しているから、受入企業は、技能実習計画を策定し、これに従って作業を指示しなければ不正行為と

法案審議のさなか、注目すべき労組の取り組みが報じられた。衣料品大手の「しまむら」が全て

しまむら、日立で 注目すべき労組の活動

建設分野は、先般の国会で入管法改正案が半ば強行採決されました。この度の入管法改正案でも、当初より5つの重点分野の一つとして挙げられ、定住可能な「特定技能」資格をめぐっても対策・業種の一つに挙げられました。既に2015年度から国交省の「外国人建設就労受入事業(以下建設就労受入事業)」が施行され、技能実習と合わせて最長8年間の就労が可能となっていることがその根拠として挙げられていますが、果たしてモデル分野になり得る実態があるのでしょうか。

2割強が月10万円

私も新国立競技場や丸の内現場などの組合での現場宣伝活動に参加し、大手現場での受け入れの広がりを感じており、この間、新国立競技場現場前(左)で外国人労働者に聞き取り



新国立競技場現場前(左)で外国人労働者に聞き取り

社会的軌轍が 深刻化する

入管法改正を受けて課題は山積です。産業労働組織の側としても、国内労働者が多

現場からは、「日中密接」をしたり、「一日中、寝巻」たりする従業員はいないから、技能実習生は「何となく」な作業を行えないと困るという声も聞かれます。

なし崩し的受入れでなく 総合的ビジョンを

紙面の都合により、外国人が居住する地方の都市では、たまたまの教訓を積んでいる。

40%に賃金改善指導

建設分野は、先般の国会で入管法改正案が半ば強行採決されました。この度の入管法改正案でも、当初より5つの重点分野の一つとして挙げられ、定住可能な「特定技能」資格をめぐっても対策・業種の一つに挙げられました。

「報酬上げたい」の声あるが

本来は、就労者報酬決定額は「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同額以上であること」という条件で示されています。

労働側から 主体的関与を

建設分野における外国人労働者の受け入れは、東京五輪開催や大規模都市再開発、そのほかASEAN諸国へのインフラ輸出やグローバルな産業統合といった、今日の新自由主義的な国家戦略の文脈に組み込まれています。

改正法の中身スカスカ 現行制度へ上乗せ

新しい制度は、「特定技能1号」「特定技能2号」という在留資格を新しく作って、労働者を受け入れるというものである。しかし、改正法の中身は、ほとんど、必要な分野など、ほとんどの事項が法務大臣へ白紙委任がなされたに近い。

詰将棋の解答

詰将棋の解答 一歩(同金)二桂成(同玉)三二角(同一玉)二馬(同玉)三三金(同一玉)二角成(同玉)三銀成(同一玉)二金まで詰